

令和3年4月16日

医療関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力のお問い合わせについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年4月16日、政府は本県に対し、4月20日から5月11日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という）に基づくまん延防止等重点措置を適用しました。

このことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うこととしました。

措置区域である横浜市、川崎市、相模原市の飲食店等に対して、重点措置期間中に、法第31条の6に基づき、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）の要請を行います。また、措置区域以外の飲食店等については、引き続き5時から21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時まで）の協力をお願いします。

その他、イベント等の開催制限をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙) 事業者の皆様へ

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)